

平成21年度

大阪府後期高齢者医療広域連合  
一般会計・後期高齢者医療特別会計  
決算審査意見書

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員

## 目 次

第 1	審査の対象	.....	1
第 2	審査の期間	.....	1
第 3	審査の方法	.....	1
第 4	審査の結果	.....	1
第 5	審査の概要	.....	2
第 6	実質収支に関する調書	.....	8
第 7	財産に関する調書	.....	8
第 8	意見	.....	10

(注) 比率(%)は、小数点以下第 2 位を四捨五入した。

## 第1 審査の対象

平成21年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

## 第2 審査の期間

平成22年10月8日から同年10月22日まで

## 第3 審査の方法

審査に当たっては、会計管理者から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等に基づき、決算計数の確認を行うとともに、予算が適正に執行されているかについて、定期監査及び例月現金出納検査の結果を参考に、必要に応じて担当職員の説明を聴取するなどして審査を実施した。

## 第4 審査の結果

平成21年度一般会計・後期高齢者医療特別会計の決算について審査した結果、決算計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合して正確であり、予算は適正に執行されていると認めた。

## 第5 審査の概要

本年度の決算収支の状況は、次のとおりである。

【一般会計】

(単位：円、%)

		21年度
予 算 現 額	A	299,158,000
歳 入	B	254,581,928
歳 出	C	205,231,276
歳入歳出差引額 (B - C)	D	49,350,652
翌年度に繰り越すべき財源	E	0
実質収支額 (D - E)	F	49,350,652
前年度実質収支額	G	38,277,269
単年度収支額 (F - G)	H	11,073,383
予 算 執 行 率	歳 入 B/A	85.1
	歳 出 C/A	68.6

本年度は、 予 算 現 額 299,158,000 円 に対し  
 歳 入 254,581,928 円  
 歳 出 205,231,276 円 で  
 差 引 額 は 、 49,350,652 円 となっている。

翌年度に繰り越すべき財源はないため、実質収支額は差引額と同額の  
 49,350,652 円である。

## 【後期高齢者医療特別会計】

(単位：円、%)

		21年度
予 算 現 額	A	755,936,080,000
歳 入	B	755,940,823,749
歳 出	C	748,518,734,392
歳入歳出差引額 (B - C)	D	7,422,089,357
翌年度に繰り越すべき財源	E	0
実質収支額 (D - E)	F	7,422,089,357
前年度実質収支額	G	4,704,853,205
単年度収支額 (F - G)	H	2,717,236,152
予 算 執 行 率	歳 入 B/A	100.0
	歳 出 C/A	99.0

本年度は、 予 算 現 額 755,936,080,000 円 に対し  
 歳 入 755,940,823,749 円  
 歳 出 748,518,734,392 円 で  
 差 引 額 は 、 7,422,089,357 円 となっている。

翌年度に繰り越すべき財源はないため、実質収支額は差引額と同額の  
 7,422,089,357 円である。

①一般会計

歳入予算の執行状況は、次のとおりである。

【歳入】

(単位：円、%)

区 分	予算現額 A	調 定 額 B	収入済額 C	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 入 率 C / A
分担金及び負担金	207,362,000	165,636,177	165,636,177	0	0	79.9
財 産 収 入	29,624,000	29,623,121	29,623,121	0	0	100.0
寄 附 金	1,000	0	0	0	0	0
繰 入 金	23,293,000	20,435,414	20,435,414	0	0	87.7
繰 越 金	38,277,000	38,277,269	38,277,269	0	0	100.0
諸 収 入	601,000	610,287	609,947	0	340	101.5
計	299,158,000	254,582,268	254,581,928	0	340	85.1

歳入の決算状況は、予算現額 299,158,000 円（当初予算額 270,534,000 円、補正予算額 28,624,000 円）に対し、調定額 254,582,268 円、収入済額 254,581,928 円で、収入率は 85.1%である。

収入の内訳は、広域連合の構成団体である 43 市町村の負担金が 165,636,177 円、後期高齢者医療制度臨時特例基金運用収入が 29,623,121 円、広報・周知等経費に係る後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金が 18,523,414 円、後発医薬品の使用促進等のための普及啓発など後期高齢者医療特別会計繰入金 が 1,912,000 円、前年度繰越金が 38,277,269 円、預金利子が 127,167 円、雑入が 482,780 円となっている。

歳出予算の執行状況は、次のとおりである。

【歳出】

(単位：円、%)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度 繰越額 C	不 用 額 A - (B + C)	執 行 率 B / A	構成比
議 会 費	3,146,000	1,364,090	0	1,781,910	43.4	0.7
総 務 費	261,388,000	174,244,065	0	87,143,935	66.7	84.9
諸 支 出 金	29,624,000	29,623,121	0	879	100.0	14.4
予 備 費	5,000,000	0	0	5,000,000	0.0	0.0
計	299,158,000	205,231,276	0	93,926,724	68.6	100.0

歳出の決算状況は、予算現額 299,158,000 円（当初予算額 270,534,000 円、補正予算額 28,624,000 円）に対し、支出済額は 205,231,276 円で、執行率は 68.6%である。

支出の主な内容は、各市及び町から派遣を受けている職員に係る人件費相当の負担金、職員の時間外勤務手当、広報文掲載委託料、広報パンフレット等の印刷製本費、電子計算機器等保守点検委託料、財務会計システム改修委託料、電算処理システム機器賃借料等である。

なお、議会費の執行率が 43.4%にとどまったのは、全員協議会に対する報酬及び費用弁償が対象とならなかったため、報酬及び旅費の支出が抑えられたことなどによるものである。

また、総務費において多額の不用額が生じている主な要因としては、広域連合だよりの印刷を中止したこと、広域連合と市町村間の通送便を設ける予定であったが郵便で対応したこと、時間外空調使用料等の節減により支出が抑えられたこと、派遣職員の人件費等の支出が見込額を下回ったこと等が挙げられる。

## ②後期高齢者医療特別会計

歳入予算の執行状況は、次のとおりである。

### 【歳入】

(単位：円、%)

区 分	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠損額	収 入 未 済 額	収 入 率 C / A
市町村支出金	130,810,235,000	130,833,210,120	130,833,210,120	0	0	100.0
国庫支出金	232,263,487,000	232,263,489,264	232,263,489,264	0	0	100.0
府支出金	58,135,611,000	58,135,612,309	58,135,612,309	0	0	100.0
支払基金交付金	315,031,498,000	315,031,498,000	315,031,498,000	0	0	100.0
特別高額医療費 共同事業交付金	130,945,000	130,945,185	130,945,185	0	0	100.0
財 産 収 入	55,624,000	55,623,491	55,623,491	0	0	100.0
寄 附 金	1,000	0	0	0	0	0.0
繰 入 金	14,375,177,000	14,356,652,593	14,356,652,593	0	0	99.9
繰 越 金	4,704,853,000	4,704,853,205	4,704,853,205	0	0	100.0
諸 収 入	428,649,000	429,693,565	428,939,582	0	753,983	100.0
計	755,936,080,000	755,941,577,732	755,940,823,749	0	753,983	100.0

歳入の決算状況は、予算現額755,936,080,000円(当初予算額754,870,178,000円、補正予算額1,065,902,000円)に対し、調定額755,941,577,732円、収入済額755,940,823,749円で、収入率は100.0%である。

収入の内訳は、市町村が徴収する保険料相当額及び保険給付に係る市町村の定率負担分など市町村支出金が130,833,210,120円、国庫支出金が232,263,489,264円、府支出金が58,135,612,309円、支払基金交付金が315,031,498,000円、特別高額医療費共同事業交付金が130,945,185円、財産収入が55,623,491円、繰入金が14,356,652,593円、繰越金が4,704,853,205円、諸収入が428,939,582円となっている。

歳出予算の執行状況は、次のとおりである。

【歳出】

(単位：円、%)

区 分	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A - (B + C)	執 行 率 B / A	構 成 比
総 務 費	2,065,103,000	1,942,011,433	0	123,091,567	94.0	0.3
保 険 給 付 費	735,682,024,000	728,506,896,722	0	7,175,127,278	99.0	97.3
府 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	624,778,000	624,777,784	0	216	100.0	0.1
特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金	131,786,000	131,459,903	0	326,097	99.8	0.0
保 健 事 業 費	1,107,535,000	1,006,537,523	0	100,997,477	90.9	0.1
基 金 積 立 金	5,798,036,000	5,798,035,405	0	595	100.0	0.8
予 備 費	15,000,000	0	0	15,000,000	0.0	0.0
諸 支 出 金	10,511,818,000	10,509,015,622	0	2,802,378	100.0	1.4
計	755,936,080,000	748,518,734,392	0	7,417,345,608	99.0	100.0

歳出の決算状況は、予算現額755,936,080,000円(当初予算額754,870,178,000円、補正予算額1,065,902,000円)に対し、支出済額は748,518,734,392円で、執行率は99.0%である。

支出の主な内容は、各市及び町から派遣を受けている職員に係る人件費相当の負担金、医療費通知書等作成業務委託料、電算処理システム機器賃借料、療養給付費、高額療養費、葬祭費、健康診査費、及び基金等への拠出金である。

また、多額の不用額が生じている主な要因としては、総務費では被保険者数が見込みより少なかったことによる郵送件数や給付事務代行委託料の減、また療養給付費等においても被保険者数が見込みより少なかったことに伴い給付費に不用額が生じた。

## 第6 実質収支に関する調書

調書と決算書を照合したところ、計数は正確であると認められた。

## 第7 財産に関する調書

### ①物 品

(取得金額1品10万円以上)

区 分	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
紙折機	1	—	1
シュレッダー	1	—	1
印刷機	1	—	1
カラーレーザープリンター	3	—	3
フィニッシャー(プリンター付属機器)	2	—	2
液晶テレビ	1	—	1
パーソナルコンピューター	40	—	40
電話交換機	1	—	1
金庫	1	—	1
財務・給与システムソフトウェア	5	—	5
財務・給与システムサーバー式	1	—	1
サーバーラック	41	—	41
モノクロレーザープリンター	1	—	1
ビデオカメラ	2	—	2
プロジェクター	1	—	1
ハードディスク	2	—	2
インテリジェントスイッチ	1	—	1

## ②基金

後期高齢者医療制度臨時特例基金については、後期高齢者医療制度における被保険者のうち、被用者保険の被扶養者であった者の保険料減額のための財源及びその広報啓発に要する費用等、制度の円滑な施行のための経費に充てることを目的に設置している。

医療給付費準備基金については、後期高齢者医療給付等に要する費用の財源に充てるため、保険料の余剰金を積み立てることを目的に設置している。

(後期高齢者医療制度臨時特例基金)

(単位：円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高	決 算 年 度 末 現 在 高
現 金	4,689,439,338	1,396,859,028	6,086,298,366

(医療給付費準備基金)

(単位：円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高	決 算 年 度 末 現 在 高
現 金	10,000,000,000	△9,944,376,509	55,623,491

## 第 8 意 見

平成 20 年 4 月から開始された後期高齢者医療制度については、国における政権交代により平成 24 年度末に廃止し、新たな高齢者医療制度に移行する方針が示されたところであるが、その間は現行制度が継続されることから、国の動向を注視するとともに、被保険者の方々に不安や混乱が生じないように、大阪府や市町村とも連携を図りながら、円滑な事業運営に取り組む必要がある。このような状況の中、特別会計の歳出予算の予算執行率（支出済額／予算現額）が 99.0%となっていることは、概ね適正に予算執行されていると認められる。

しかし一方、一般会計の歳出予算の予算執行率が 68.6%であり、とりわけ総務費における予算執行率を見ると 66.7%で 7 割を下回っており、多額の不用額が発生している。

このため、予算編成を行う際には、事務事業の精査はもちろんのこと、被保険者数の見込みや、事業の実施手法等を綿密に検討し、さらに 20 年度・21 年度の実績などを勘案して、限りある財源を有効かつ適切に活用することが望まれる。

また、当年度決算より収入未済額が小額ではあるが発生している。公平性の観点からも、徴収に努めるとともに、納付期日を経過したものについては、時期を逸することなく効果的な対応策を講じられたい。

今後とも、後期高齢者医療制度を運営していくにあたり、引き続き事務を効率的効果的に推進するとともに、規律ある財政運営に努めるよう望むのものである。